

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 2年 3月 12日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 10時 00分	委員長	吉田 建二		
	閉 会	午後 1時 37分	委員長	吉田 建二		
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	加藤 治司	○	吉田 建二	○		
	三上 元	○	神谷 里枝	○		
	菅沼 淳	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した者の職・氏名	市民安全部長	小林 勝美				
	危機管理課長	長田 裕二				
	課長代理兼 災害対策係長	竹内 通晃				
	安全まちづくり係長	松本 記一				
	保険年金課長	尾崎 修				
	国保年金係長	仲本 真武				
	健康増進課課長代理	小野田健児				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	松本 和彦	書記	加藤 敬	書記	熊谷 浩行
会議に付した事件	令和2年3月定例会付託議案審査					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：加藤弘己、竹内祐子

総務経済委員会会議録

令和2年3月12日（木）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○菅沼副委員長 おはようございます。本日は御多忙のところ、御参集をいただきましてありがとうございます。
それでは早速、委員長、開会をお願いいたします。

○吉田委員長 皆さん、おはようございます。

大変きょうは穏やかな天気となりました。本議会で、付託を受けました3件の議案について本日は審議をしていた
だくことになります。どうぞスムーズな進行ができますように皆様方の慎重なる御審議をお願いを申し上げます。

それでは、着座して進めさせていただきます。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

なお、本日は正副議長であります加藤議員並びに竹内議員より傍聴の申し出がありましたので、当委員会に出席さ
れておりますことを報告いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございます。よ
ろしくをお願いいたします。

ただいまから審議に入りますけれども、発言は必ず挙手をしていただき、そして指名に基づいて発言をお願いしたい
と思います。質疑は、一問一答の方式で行ってまいりますけれども、あらかじめ要点等簡潔に述べていただきたいと、
そのようにお願いをいたします。

なお、マイクのスイッチの入れ忘れのないようにお願いをいたします。

また、途中職員が資料等の確認のために席を途中で退席する、あるいはこの部屋を出入りするということがありま
すことについては、あらかじめ許可をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

審議は、議案第3号、並びに議案第23号そして25号と3件でございます。順に審議をまいります。

最初に、議案第3号、湖西市犯罪被害者等支援条例制定についてを議題といたします。

議案書は7ページから9ページまでの3ページでございますけれども、これより順次質疑を行ってまいります。

新設条例ですので、できれば第1条から順に審議をし、最終的に皆さん方からまとめてまた御質問等をいただく
というような方法で進めてまいりたいと思いますけれども、これで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは順次、1条ずつ進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

まず最初に、第1条、目的でございますけれども質疑のある方ございますか。

よろしいでしょうか。じゃあどうぞ。菅沼委員。

○菅沼副委員長 確認ですけど、この条例制定っていうのはいわゆる国の給付制度に上乗せをする市独自の制度と理
解してよろしいんでしょうか。

○吉田委員長 答弁はどなたにやっていただきますか。

お願いします。危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

当条例につきましては、国の犯罪被害者等基本法に基づきそこで規定されております地方公共団体の責務ということ
でこの条例を制定させていただきました。今、菅沼委員がおっしゃられた国に上乗せというのは見舞金のこととい
うことでよろしいでしょうか。済みません、ちょっと。

見舞金につきましては、国の制度におきましては犯罪被害者等給付金という制度がございますが、見舞金につつま
しては、この条例におきましては上乗せとか二重ということではありませんで、あくまでも給付金とは違う目的と
して制定をさせていただいております。

この見舞金の支給をしようという理由につきましては、犯罪等の被害を受けまして本人が大きなけがをしたりです

とか、また親族が亡くなられたりするなど犯罪被害者等の方はこれまでの日常生活では想像もできないような身体的や精神的な負担がかかるものと思われまます。このため、市としましては現在ある制度の中でできる支援を行っていくように努めてまいりますが、見舞金につきましてはこの見舞金を支給することで市として犯罪被害者等の方への弔意等を表し、またそれが精神的な支援の一助になるものと考えまして、見舞金の支給を規定いたしました。実質的には犯罪被害者の方に給付金と見舞金という2種類のお金の支給があるということになりますが、目的として異なる見舞金というふうに理解をしております。

以上です。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 上乘せとはちょっと違うっていう意味合いっていうことですよね。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 規定の趣旨としましては上乘せという趣旨ではございません。

以上です。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにございませんか。

神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 第1条に関してということで目的はここにうたわれているのでわかりますけども、今回この条例を湖西市で制定しようとしている背景等について伺います。

○吉田委員長 危機管理課長、どうぞ。

○長田危機管理課長 お答えいたします。先ほどもちょっと触れましたが、善良な市民の方が、ある日突然犯罪被害等に合いまして生命を奪われたりですとか家族を亡くされたりですとか、また本人が大きなけがを負ったりということが起きてしまった場合、これらの直接的な被害に加えまして、精神的な苦痛ですとか医療費や生活費などの経済的問題などの間接的な被害にも悩まされるというふうに伺っております。これらのことから、国では犯罪被害者等基本法というものが制定されまして、国におきましても犯罪被害者等基本計画というものが策定されて推進をされております。先ほどの犯罪被害者等基本法の第5条におきましては、地方公共団体の責務といたしまして、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されております。また、計画におきましても、地方公共団体との連携協力というものが定められております。

そこで、今回市民に最も身近な自治体といたしまして、湖西市における犯罪被害者等の支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため条例を制定しようとするものでございます。

この条例制定によりまして、犯罪被害者等の方へ市の姿勢を明確化し、また寄り添った対応をすることで安全安心のまちとして移住定住にも寄与できるものと考えております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 今いろいろたくさんおっしゃってくださったんですけども、要するに国でこの条例が制定されたので、まずは湖西市もこれに準じて制定しますよって、まずそこまでの解釈はそういった解釈でよろしいですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 制定するという気持ちはわかりますが、とりあえず湖西市で過去にこういった犯罪被害に巻き込まれて

どうしても市を挙げて支援していかなければいけないような事例っていうのはあったんでしょうか。

○吉田委員長 事例があったかということですけど、どなたかお答えいただけますか。

危機管理課長、どうぞ。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

事例につきましては、警察のほうに湖西署のほうに確認をさせていただきましたところ、昨年これは1月から12月ということですが平成31年、令和元年におきましては、国の給付金制度を受けられた犯罪被害は1名あったというふうに聞いております。

また過去に合併以降、平成22年以降でございますが、湖西署管内におきましては殺人事件が6件等があるというふうに聞いております。これらの方が犯罪被害に遭ったということは伺っておりますが、湖西市といたしましてこの方々に具体的な支援を行ったというものは、それぞれの担当部署におきまして扱ったことあるんじゃないかとは思われますが、犯罪被害の方という内訳で件数等は確認できませんでしたので一応犯罪被害の件数といたしましては先ほど申しました件数等でございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 湖西市の状況もわかりました。背景も、要するに今この時期にこの条例を制定するっていうのは、やはり安心安全なまちづくりによって移住定住の促進を図っていきたいっていうところが一番核にあるっていう解釈をされていてよろしいですか。

○吉田委員長 危機管理課長、どうぞ。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

この犯罪被害者等支援条例につきましては、施行することによって行政の中で何かが大きく変化するということはないかと考えております。先ほど申しましたとおり、各担当部署におきましては、犯罪被害者等の方に必要な支援はこれまでも行ってまいったと思います。ただ、今までこれが明確化されてなかったものですから、明確化し、先ほど委員おっしゃられたとおり安心安全な町として市民の方に認識していただけるかなという形で条例を制定しようとするものです。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。

○吉田委員長 ほかに。三上委員どうぞ。

○三上委員 この3年間の市のいろいろな経費削減の流れだと、国がやっているのにちょっと似たようなことを市がやることに関しては、やめていこうと国に任せてしまおうという流れで、今回も5人が反対した法案もそれなんですけど、これを国が既に制度があってやっているわけですね。うちが附加するというのは今までの3年間の流れと違う動きっていうことはないんでしょうか、どうでしょう。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 申しわけありません、1点確認させてください。今、三上委員がおっしゃられたのは見舞金ということではなく、ということよろしいですか。

先ほど申しましたとおり、実質的には犯罪被害者等の方に国からもお金も出る、市からも見舞金というものが出るという形になりますが、趣旨等が異なってくるというふうに理解しておりますので、国に上乗せですとか二重という理解では見舞金のほう制定を考えていないところでございます。

以上です。

○吉田委員長 三上委員、どうぞ。

○三上委員 両方からもらうという点では、我々には余り違いを感じないんですね。金額的に言うと、ついこの間の5人が反対したのに関しては十分の一ぐらいじゃないかと、十分の一ぐらいならいいやという感じで提案理由にあったわけですが、これは金額的には国が出したものとうちが出すのはどのぐらいの割合なんですか。何対何ぐらいなんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

先日、本会議の質疑でもお答えさせていただきましたが、現在この見舞金の金額につきましては規則まで制定する予定になっておりますが、死亡の場合は30万円、そして全治1カ月以上のけがを負った場合には5万円という金額を想定しております。

それに対しまして国のほうの給付金につきましては、これは犯罪被害者等給付金につきましては、遺族給付金、重症病給付金及び障害給付金と3種類の給付金があるわけですが、ケースケースによってかなり金額にばらつきがあるふうに聞いております。単純に何%とかってというのはなかなか難しいところがございます、例えば遺族給付金につきましては、犯罪被害者の収入とその生計維持関係の遺族のニーズに応じた算出した額ということで、一人一人によってかなり大きな金額が違ふと思われまますので、大変申しわけありませんが単純に何%ぐらい、何割ぐらいというのはなかなか計算して出ないところがございます。

以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○三上委員 はい。

○吉田委員長 まず、第1条は趣旨についてでございますので、まずそのところを御理解いただいて、あと給付金とか内容についてはまた8条のほうで出てまいりますのでね、そちらで。まずはこの条例の目的というものを、このところで確認をしていきたいと思っております。じゃあよろしいですね。

次、じゃあ第2条に移ります。第2条について御質疑のある方ございますか。

加藤委員。

○加藤委員 犯罪の定義なんですけども、ここに法第2条第1項に規定する犯罪等をいう、って専門家でないとうわかないような表現で書いてありますけど、この具体的にじゃあここでいう犯罪っていうのはどういうことを表すのか、規定するのちちょっと教えてください。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。犯罪被害者等基本法での定義といたしまして、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう、とされております。ということでございまして、基本的には本市の条例につきましても全ての種類の犯罪により心身に被害が及んだ場合につきまして支援の対象とするように考えております。

ただし、犯罪につきましてはさまざまなケースが考えられると思われまますので、それぞれの個別のケースによりまして適切な支援を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 先ほどから話がありましたけど、死亡とか全治1カ月以上とかそういう分類をしてということですね。その心身の有害な行為を。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

見舞金の基準といたしましては今、加藤委員がおっしゃられたとおり死亡とか1カ月以上のけがということでございますが、市全体で支援をするということにつきまして今言いました死亡はもちろん該当するかと思っておりますが、1カ

月未満のもしげを負ったとしても、もしその方が生活上、市として支援が必要なものがあれば犯罪被害者等支援条例に基づいて支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいですか。

○加藤委員 結構です。

○吉田委員長 それでは次に。

神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 済みません、ここで聞きしていいのかどうかちょっと判断ができ兼ねるんですけども、例えば交通事故なんかがあった場合、8対2とか9対1とか10対ゼロということはなかなかあり得ないというふうにお聞きするんですけども、この場合こういった犯罪等が定義されるっていうことは被害者が被害を受けた側に落ち度は全くないとかその辺ってどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

交通事故に関しましては、通常というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、運転手の過失による交通事故につきましてはこれは犯罪という扱いにはならないと考えておりますので、これは犯罪被害者支援という観点では対象にならないかと思えます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 済みません、例えばの例で申し上げたものですから、交通事故がこの対象になるという解釈はもっておりません。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 申しわけありませんでした。その被害者側が何らかの落ち度と言いますか、被害者側にも何らか責任があるということのケースかと思われませんが、何らか落ち度があったとしても、じゃあその方が犯罪被害に遭っていいということでは決してないと思えますので、見舞金の基準とはまた異なるかもしれませんが犯罪被害者の支援ということでございますと、その方に万が一落ち度があったとしてもその方がその犯罪にあった後に生活に支障がある市の制度としてその方に対して支援ができるというものがあれば犯罪被害者等支援という観点はもちろん、それ以外の観点でも市としてやるべき支援は行ってみたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいでしょうか。

○神谷委員 要するに、どちらに非があったとしてもこの支援条例は心身に有害な行為っていう、それが発生した場合にはこの支援条例は適応されていくっていう解釈でよろしいですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○神谷委員 了解です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 この定義なんですけども、犯罪っていうのは要するに刑事判例になると思うんですけども、どの時点で、刑事事件が解決した時点なのか、あるいはそれと同等な対応ってあり得るのかそこら辺はどうなんですかね。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

市で行う犯罪被害者支援という視点でございますが、想定するケースといたしまして、例えば犯罪被害があった方

が直接市のほうに突然例えばお見えになるということは余りないのかなというふうに考えておりました、当然犯罪でございまして、警察等に届け出なり警察が取り扱う事件、犯罪という形になるかと思っておりますので、警察のほうで被害届を受けるですとか実際にこれは犯罪だという形で、市のほうとまた後ほどの条文にも出てまいります但し連携を結んで情報提供をしていただけたということになってございまして、明確にここからというところはなかなか難しいところではございますが、これが犯罪かどうかにつきましては警察と情報共有をいただきまして判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 一般的にはそういう考え方ではよろしいかと思っておりますけれども、例えばの例で刑事判決が出ない、要するに控訴してそれが延々と1年2年続いてしまったと。その間に例えば被害者が死亡しちゃったり、要するにそのためにその支援が何もできないという状況が生まれるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺はどうなんですかね。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

私どももこういう条例という視点で考えるのも初めてのケースでございましてどんなケースが生まれるかわからないところでございますが、警察のほうで取り扱いか裁判のほうで取り扱うというんですか判決が出ないとか、それで長引くということも当然想定されるわけではございますが、その被害を受けた方、もしくは遺族の方等が日常生活ですとかに支障がある場合につきましては、今ある当然市で行っている制度、例えば生活に困窮して生活保護を受けたいですとか、例えばのケースでございまして、そのときには現実としてその方が生活に困っているという状況があればその担当部署のほうで犯罪被害云々と関係なく支援とか生活保護の適応というものを行っていくと思っております、なかなか長引いてこれが犯罪かどうかというところがはっきりしないときでも、その方の実情、現状に基づいて市として支援をしていくような形になるかと思っております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 定義なものですからね、犯罪っていう定義がないとそれは不可能じゃないかなと思うんですけども。ただ問題は今言うようなケースの場合に、一応刑事判決が確定すればいいけれども刑事判決が確定しないうちにいろいろなことできないと思うんですけども、どうですかね。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

今後もし条例を可決いただければ、4月以降に市の犯罪被害者の支援計画というものを策定する予定になっております。その中でいろいろな課と庁内の課と調整をしまっているわけではございますが、この条例を制定した後に犯罪被害者等の方に、例えば特別優遇して何かその市の制度を適応するですとか、通常の方だったら適応しない制度を犯罪被害者の方に適応するという事は余り想定がございまして、今現状のその方の状況に応じて市の制度を適応していくという形になりますので、犯罪という形で認定といいますでしょうか、はっきりしたときに十分な配慮をしましょうということもうたってはございますが、冒頭に申し上げたかもしれませんが、改めて新しい制度を適応する、見舞金につきましては当然別でございまして、それ以外の制度につきましては何か新しい仕事がふえるとか新しい制度をつくるという予定はないというふうに考えております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 市のほうの答弁に終始しているんですけども、本来定義なものでね、この条例の定義っていうのは、要

するに犯罪を定義としとるもんで、その犯罪が要するに、もとは国なもんですからね、要するに犯罪をどこの時点で定義しているのかちょっとこれじゃ明確じゃないよね。例えば袴田事件みたいにずっと永遠となっちゃって、これいつ犯罪って言えるのっていうことになると、ここに犯罪等ってあるもんですから、ここら辺の解釈っていうのはある程度は幅の広い解釈にできるかなと思うんですけども、これを国の制度として確認してないと、うちもこの条例をこのまま遂行するわけにはいかんと思うんですよね。どうなんですかね。

○吉田委員長 第2条の第1号のところに、法第2条第2項に規定する犯罪等を犯罪等というっていうこういう定義があるんだけど、ここら辺をどういように捉えているかということです。

○長田危機管理課長 ちょっと委員長、休憩を済ませません、お願いいたします。

○吉田委員長 じゃあ、暫時休憩といたします。

午前10時26分 休憩

午前10時47分 再開

○吉田委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

犯罪等という言葉について非常に委員の疑問もたくさんあるようですので、そこら辺について説明をお願いいたします。

危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えさせていただきます。

犯罪等の定義につきましては、国の犯罪被害者等基本法に定義されているものでございますが、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為ということで定義をさせていただきました。市の支援といたしましては、被害者本人、もしくは遺族の方等に支援が必要なケースにおきましては支援をさせていただきます。そしてまた、ただし見舞金につきましては、まずその御本人と被害者と加害者との関係等で確定が難しいものにつきましては、また警察等とか裁判の経過を見守りたいと思いますが、あくまでも犯罪等に実質的に被害が及んだ場合に支援を行ってまいりたいというふうに考えております。こちらの取り組みにつきましては、今後、犯罪被害者等支援計画を策定してまいりまして市民の皆様、市議員の皆様にもわかりやすく計画を策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長 今、犯罪等についての説明がありました。一旦ここで第2条をあれして、次の第3条に進んでいって後また相対的に質疑を受けたいと思いますのでよろしく願いいたします。

じゃあ次に、第3条の基本理念について、質疑のある方ございますか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 2項に市及び関係機関等が相互に連携して推進されなければならないとあるんですけども、どのような機関とどのような連携をしていくのかお伺いをいたします。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

関係機関といたしまして、湖西警察署及び認定NPO法人、静岡犯罪被害者支援センターと連携するように考えております。

連携に当たりましては、市と湖西警察署、及び市と静岡犯罪被害者支援センターとで協定を結びまして、迅速かつ的確な情報共有を行いながら、各組織の長所を生かした効果的な支援を実施していきたいと考えております。

具体的には、犯罪被害者等に関する情報の提供を受けたり、また関係機関においては市の支援制度の説明や紹介をしていただくことなどを考えております。

以上です。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは次に第4条、市の責務、それから第5条は市民等の責務とありますので、4条5条合わせて質疑を受けたいと思います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に第6条の犯罪被害者等支援計画について、に質疑をお受けいたします。

何かございませんか。

二橋委員。

○二橋委員 行政側の予定としてこの基本理念、一応期間が決まってるみたいだけれども、計画はどんな、予定はどういう予定でこの計画を練り上げるんですかね。

○吉田委員長 管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

計画につきましては、第4条で規定しております市の責務を実施するために計画を策定しようと考えております。スケジュールといたしましては、部長も申しましたところがありますが、今、事前準備等は進めてまいりますが、夏頃にパブリックコメントを実施いたしまして、9月末頃の完成を予定しております。

計画期間につきましては5年を考えてございますが、その時々的情勢に合わせて調整等は考えていきたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 了解です。

○吉田委員長 ほかによろしいでしょうか。

神谷委員。

○神谷委員 先の本会議場での質疑があったときに、やっぱり個人の計画と勘違いされているような質問があったかと思うんですけども、その辺について、いま一度明確にお願いします。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

本会議場での質疑答弁の中では、被害を受けた個人の方に個人支援計画のようなものを策定されるというふうに思われたこともございますが、ここで申します基本計画は市の取り組みについての計画でございますので、本会議場の答弁でも部長が答弁いたしました。市では重点取り組み項目を設定いたしまして、その項目を推進するための具体的な施策ですとか、その担当部署を明確にしてその計画が推進できるような連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

○吉田委員長 じゃあ、第6条についてはよろしいですか。

続きまして、じゃあ第7条、相談及び情報提供、ということで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは次に第8条。

神谷委員どうぞ。

○神谷委員 以前確か勉強会のときにもお聞きしたと思うんですけども、総合的な窓口を設置するっていうことで、これは危機管理課に設置をし、特に専門知識を有しているようなものを配置する、またそういったものではないということでもよろしいでしょうか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。今、神谷委員おっしゃられたとおり総合的な窓口の担当といたしましては危機管理課を予定してございます。ただし、人員等の席もございまして、専門的な知識を有する専門職の配置はなかなか困難でございまして、危機管理課の中で職員研修等を積みまして十分配慮できるような体制を整えて考えてまいりたいと思います。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。危機管理課が中心となって今やっているような困っている相談窓口等もそういったところとの連携を主にとって進めていきますよという解釈でよろしいでしょうか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 今委員おっしゃるとおり、各種支援の窓口というのはそのケースケースによって市役所、多岐にわたるかと思えます。その犯罪被害を受けられた方があっちの窓口こっちの窓口とか行かないで済む、何度も説明しないで済むような形でワンストップといいますか、そんな形なるべく負担をかけない、そして効率的な支援ができるように危機管理課のほうで調整をしてみたいと思います。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○吉田委員長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 じゃあ今言われているようなことは、その第5条の支援計画、先ほど言われた9月までに完成予定の支援計画に一連の流れっていうのも入るわけですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

先進都市の計画等も事例として参考にさせていただきますし、今、加藤委員おっしゃられたとおり市役所内での連携の形ですとか、市役所外で先ほど申しました、例えば県警とですとか犯罪被害者等支援センターとの連携、そういうものをわかるような形で計画のほうに示していきたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員。

○加藤委員 私が言いたかったのはどっちもいいんですけど、メインは困っている人が相談に来るところから、どういうことをやっていただけるかのような流れがこの計画には入りますねっていうことを聞いたかった。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 そういう流れがわかるような計画を策定してみたいと考えます。

以上です。

○加藤委員 お願いします。

○吉田委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは次へいきます。

第8条について、質疑のある方ございませんか。

二橋委員。

○二橋委員 細かい点になりますけども、この条例っていうのは4月1日からなんですけども、これから計画を練ってその内容を進めていくっていうことで、はっきり言ってその支給時期っていうのはいつになるんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

条例につきましては、4月1日施行を予定してございますので、計画はちょっとお時間がかかりますが、万が一、4月以降に該当するような犯罪等が発生して被害者の方が生じたような場合には、4月1日以降に見舞金のほうの条例が適応されるふうに考えております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 ただその内容が確定しないと、対象にはなるけども支給時期っていうのはいつになるんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 見舞金につきましては、4月1日条例が施行できれば同日に施行規則のほうも施行しようと予定してございます。施行規則のほうで申請の様式ですとか決定の様式等定めさせていただく予定になっております。先ほど二橋委員おっしゃられたとおり、見舞金につきましてはなかなか見極めが難しいじゃないかというお話もございましたが、予算につきましても今、3月議会で審議していただいておりますのが30万円予算計上させていただいておりますので、警察等の連携の中でこれはもう犯罪被害者の方だということが市において確認ができれば4月1日以降、見舞金のほうの支給ができるものと考えております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 山々なんですけども、やはり重要なのはこのための支援計画ですね。先ほどの議論になっている窓口もそうなんですけども、そうしたものがちゃんと定まらないと支給をすることが可能ではないと思うんですよね。要するに確定はするけども支給をするのはここの執行側がこういう規定でこういうふうにしたから要するに支給が可能になりますよっていうことなもんですから、今の時点、この4月1日になったってね、その確定をしていない限りは支給はできないはね、認定はできても。

○吉田委員長 暫時休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの質疑について支給の時期についての答弁をお願いします。

危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

見舞金の支給につきましては、平成2年4月1日以降に起きました犯罪を対象として考えております。失礼しました。令和2年4月1日以降に起きました犯罪について対象としてまいりたいと思います。実際に犯罪被害者等の方にその見舞金がお渡しできるのは申請後に決裁とか伝票処理等の時間がかかりますので、1カ月以内ぐらいにお支払いできればなというふうに考えております。

以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。

二橋委員。

○二橋委員 了解です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 出てきた書類等審査するのも危機管理課になるんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

申請は危機管理課のほうに出していただきますので、危機管理課で審査するような形になります。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 そのときに見舞金を支給しましょう云々っていうことを先ほどもちょっと言ったんですけども、部長を交えてとか課長を交えて、またほかの人も交えてよく内容を検討するっていうような場は設けずに、もう書類さえ整ってれば支給していくっていうそういうことでよろしいんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

当然内部でも検討いたしますが、当然決裁ということをそういう手続が必要になりますので、その際に必要なお支払いもちょっとどこまでの専決をいただくかっていうのは確認してございませんが、必要な決められた手続で審査していただいて決済をいただくという流れになるかと思えます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 今ちょっと専決っておっしゃいましたが、専決してしまうことあるんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

市のほうには専決規則というのがございまして、どこまでを市長決裁いただくのか副市長決裁いただくのか部長決裁かという規則がございまして、それに従って、例えば課長で決裁なのか部長で決裁なのかというのはちょっと今確認できておりませんが、そういう形で決裁をいただいて支給のほうの決定をしたいと思えます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 要するに書類さえ整って上がってきていれば市の決裁手順、専決の手順にのっとってやっていくっていうことで、何ていうんですかね、これが本当に間違いない、そういう表現がいいかわかりませんが、もう見舞金を支給して間違いないっていう、そういったところはある程度その管理職なり、なんの責務において行われていくっていう、そういうことなんですかね。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 当然担当レベルでも確認を行ったりですとか検討を行う形になりますが、その中でこれは見舞金の支給対象だというふうに考えましたらそういう決裁という手順になるかと思えます。そこで当然、課長とか部長が入ってこれが対象かどうかというもし疑義がある場合にはそういう形の打ち合わせというんですかね、必要かと思えますが、表に出てくるのはそういう決裁の手順という形になるかと思えます。

以上です。

○神谷委員 わかりました。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

それでは次に第9条並びに第10条に移りたいと思います。見舞金の支給制限とそれから見舞金の返還について、ということで、第9条、第10条合わせて質疑を受けたいと思います。特にございませんか。見舞金の返還まで。

○吉田委員長 どうですか。神谷委員。

○神谷委員 見舞金の返還についてですけども、どういう方法でそういった情報を収集、得て返還命令を誰がいつど
ういう状況で出すんでしょうか。

○吉田委員長 返還命令について。

危機管理課長、答弁をお願いします。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

第9条のほうで支給制限のことがうたってございますが、第10条に書いてありますとおり、この申請は虚偽もしくは
不正な手段というものがこの支給制限に背いて申請されて、先ほど担当で確認するですとか決裁まで行うというお
話をさせていただきましたが、間違いのないと思って決裁を受けた後にこの虚偽とか不正が判明した場合には、その支
給した見舞金を返還していただくための条文でございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、いかがですか。

○神谷委員 そこに書いてあるものですからそれはわかるんですけども、要するに受け付ける時点で間違いがないか
どうかっていうのは確認されると思うんですよ。見舞金を支給しますって。受け付けたものに対して虚偽もしくは
不正な手段によりっていうふうになるもので、そのチェックはじゃあ、どなたが行う、どこの部署で行っていくの
か。危機管理課で行うんですかね。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 どこの部署というお答えになれば危機管理課で行うという形になりますが、危機管理課が独自
に、例えばその後の調査をするですとかいうこともなかなか難しいと思いますので、ここはやはり警察署と情報連携
を行いまして、警察等の情報に基づいてこれがもし万が一、虚偽ですとか不正だということがわかりましたら危機管
理課の中で審査をして返還の請求を行うような形になるかと思えます。

以上です。

○吉田委員長 普通でいくとこういうことはもうあり得ないというか、もう支給するときに犯罪被害者っていうこと
である程度認定をして、そして支給して思うんですよ。ですけどこういう条文でこういうことをうたうって
いうことは、万が一あれした場合にはもう返還してもらいますよと、こういうことでの条文の規定だと思
うんですけども、ここら辺の条文を規定する経緯ってというのはこれはもう、それなりにサンプルって言うかひな形がこうな
っているかなということなのか、あるいはこういう事例が本当にまれだけでもあったがゆえに、こういうことを入れてお
いたと、万が一を捉えてやっているんですよとか、何かそこら辺の説明があればと思います。

危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

この条例を制定するに当たりまして、県内で先進的に条例を制定している市町の条例も参考にさせていただきま
して、本当にこういうことがあってはならないと思いますし、ないことのほうが多いかと思えますが、万が一のために
このような条文を掲載させていただいたものです。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

それでは次に、第11条について何かございますか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 生活を取り戻すために必要と認める支援を行うとあるんですけども、この支援ってというのはどのよ
うな支援をいうのか具体的にお伺いします。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

犯罪被害者等の方につきましては、非常に大きな心身ともにストレスを受け、日常生活がままならないというような状況が生じることがあるかと思っております。そこで市において現在ある各制度を活用して支援してまいりたいと考えております。具体的な支援内容といたしまして、例えば心身に障害が生じた場合、例えば障害福祉サービスに関する案内ですとか、あと犯罪等の被害を受けたことによって経済的に非常に困窮した場合には生活保護のほうの支援、そして各種税金等の納税相談ですとか、もしあれば減免制度のほう適応していただく。そして、子供さんがいれば児童扶養手当ですとか保育料の減免などのサービス、このような支援が市役所内の各部所において実施してありますものをその方の状況に応じて支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○菅沼副委員長 わかりました、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかによろしいでしょうか。

神谷委員。

○神谷委員 被害者の方が御自分のほうからもう大丈夫ですっていう言葉が出てくると言いますか、それまではずっと支援を続けていく、この支援の期間の有効期限といいますか、そういったものはないという解釈でよろしいですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

委員おっしゃられたとおり支援に終わりはないと言うか、その方が本当に日常平穏な生活を取り戻して本人がもう大丈夫ですと言うまでは支援のほう続けてまいりたいと思います。

以上です。

○神谷委員 了解です。

○吉田委員長 それでは、次に第12条、居住の安定について、ということで第12条についての質疑ございませんか。

どうぞ、神谷委員。

○神谷委員 居住の安定を図るために必要な支援というのは、例えば市営住宅等が空いていたらそういうところへどうぞとか、どういった居住の安定を図るために必要な支援っていう、中身をお願いします。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

犯罪被害で例えば、自宅が犯罪の現場になってちょっとそのおうちには住めなくなったりですとか、精神的にここにはもう住めないよですとか、また、DVですね、ドメスティック・バイオレンスなんかで一時避難しなければいけないみたいなそういうケースも考えられます。そういった場合に、一時避難の場合は一時保護施設、シェルターというんですかね、そういうところに入所支援も行いますし、市営住宅につきましては、国のほうからでも通知がございまして、犯罪被害者等の実情に応じて優先的な入居を配慮してくださいという通知もございまして、市営住宅への入居支援等も行っていきたいと思っております。

以上です。

○神谷委員 了解しました。

○吉田委員長 ほかに質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは次に、第13条いきます、理解の促進。それからあわせて第14条の委任までいきましょう。

第13条、第14条、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、第1条から全体を通じて、もう一度このところちょっと確認しておきたいなということがありましたら全体を通じて質疑を受けたいと思います。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 1つ確認します。この犯罪被害者は今回あくまでも市民の戸籍がある人ってなっていますが、普通ほかの市に住んで湖西市に来て犯罪に合う場合も多々あると思うんですけども、そういうケースっちゃうのは今回検討されたんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 今委員おっしゃったように、第2条の定義におきまして、市民というところで本市に住民台帳に記録されているものをいうということで、おっしゃるとおりあくまでも湖西市民の方を対象にということで、万が一、他市から湖西市に通勤等で通われてれば湖西市で犯罪被害に遭ったという方につきましては、大変申しわけありませんけれども湖西市の中では支援のこの条例には適応しないというふうに考えております。逆に、湖西市民の方が他市において被害を受けた場合にはこちらの湖西市の犯罪被害者等の支援という形で支援をしてみたいと思います。以上です。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいですか。

○加藤委員 了解しましたが、何か冷たいような気がするんですけど、了解しました。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 今の関連ですけども、離れて生活していて湖西市に住んで、被害に遭われた方は都会なら都会に住んでいて、その残りの家族が湖西市に住んでいればいろいろと適合していけばこの条例が施行される、そういうことではないんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

単身赴任等で離れて生活していると。単身赴任で生活されてる方が、万が一そちらのほうで被害に遭われた場合、その方の住所地という形で適応されておきまして、そちらのほうの自治体のほうで、そういうこの犯罪被害者等の条例があればそちらの市の条例に適応するかと思います。家族遺族のみがこちらの市に住まれているという場合には、申しわけありませんけどちょっとこちらの市のほうの条例には対象にならないというふうに考えております。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいでしょうか。

○神谷委員 了解しました。

○吉田委員長 菅沼委員、どうぞ。

○菅沼副委員長 済みません、確認ですけども令和2年度に予算計上されているこの30万円っていうのは、死亡1人を想定して計上したもんですか。重傷5万円っていう額ですけど、そっちは想定されてなかったんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

30万円という予算の額でいきますと、死亡1件という形になりますが、万が一、けがを負われた方が、先にもし生じれば当然その方に5万円分は見舞金として支給されますので、複数あってはならないと思いますが、複数の見舞金を支給して、万が一、予算とか足りなくなった場合にはまた補正とか流用等で対応していきたいと思います。

以上です。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 さっきの給付の対象ですけども、国っていうか要するに公安警察が定めたのが順位があって、例えば孫でも対象者になる。これ順位がある。それで、要するに、ここに例えば孫とかそういう順位の低い人でも対象になっ

た場合には、湖西市の住人であれば見舞金の対象になるのかどうか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 これも規則のほうでちょっと定めるとなっておりますが、遺族の範囲ということで、当然もし被害に遭われた方には御家族がいらっしゃって複数の遺族という形になるかと思いますが、こちらの今、規則案でございますと、複数の遺族の中では代表として見舞金を受け取る方を届けていただきまして、その方に見舞金を支給するというふうなことで考えております。遺族の範囲といたしましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、このような方を遺族として考えておりますが、その方、誰かお一人の代表の方に見舞金を支給するというふうに考えております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 代表っていうか、要するにその範囲内に被害のある方が湖西市在住の人だったら、全て可能だということなんですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 二橋委員おっしゃるとおりでございます。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 わかりました。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 先ほどの件、もう一回お聞きします。単身赴任でほかの市町へ行って、犯罪に巻き込まれて例えばお亡くなりになりました。その家族は湖西市に在住していますっていったときに、この条例は適応されないって言われたようにちょっと解釈したんですが、もう一度説明をお願いします。

そうしますと、例えば収入源が絶たれて生活に困っていましたが、困りました、でも見舞金が出る出ないじゃなくて、相談とかそういう体制は支援していくのかなって解釈をもっていたんですけども、そこが違うっていうような答弁に聞こえたので、いま一度確認します。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 お答えいたします。

ちょっとわかりづらい答弁大変申しわけありませんでしたが、見舞金ということに関しましては、その対象の方が例えば住所を湖西市においたまま他市にもし行っているようなこともあるかもしれませんし、住所を移して他市町に行っているケースもあるかと思えます。定義といたしまして、湖西市に住民基本台帳を登録されている方ということでございますので、万が一、住所を変えずに他市で被害を受けましたら定義上におきましては湖西市の条例が適応されると。住所を移しておれば、そちらの市で条例があるかないかそちらのほうで見舞金の給付はその状況で変わってくるかと思えます。ただし、遺族の方が湖西市に住んでいて、住所を移して他市に住んでいた場合ですね、湖西市の見舞金でなくて通常の支援の制度、先ほど言いました生活保護ですとか減免ですとか、そこは犯罪被害の支援という形ではなくその部署のそれぞれの今の制度に基づいて支援をするかと思えますので、犯罪被害に遭ったから生活保護を適応する、犯罪被害じゃないから生活保護が適応しないということではないと思えますので、その遺族の方が湖西市に住んでいて、御主人が亡くなられたことによって生活が困窮してしまったということがもし、万が一あれば1つの例でございますが、湖西市の生活保護の制度が適応されるというふうになるかと思えます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 聞いてると余計ちょっとこの条例そのものがよくわからなくなってくるんですけども、でも湖西市から住所を移してしまった方が被害に遭われて、その遺族が湖西市にいて、困りごとを相談したいって言った場合には早

い話、危機管理課ではなくて地域福祉課なら地域福祉課、そっちのほうへ相談をかけてくださいよとそういうことですよね、ただいまの答弁。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 犯罪被害者等支援条例に基づきますと、委員がおっしゃられたとおりの形になりますが、当然湖西市に住んでいる方でございますので、湖西市に住んでいる方につきましては、全市的に支援はしてまいりたいと思いますので、その方が万が一、危機管理課のほうに御相談に来れば、犯罪被害者という形でのカウントというんですかね、件数としては計上はもしかしたらしないかもしれませんが、危機管理課で窓口としてできる各種の情報提供をするすとか担当部署を御案内するすとか、当然そういう支援は行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 だから要するに住所がなくて犯罪に巻き込まれ死亡された方に対しましては、例えばですけども30万円は支給しません。ですが、残された遺族に対して犯罪被害者等支援ってということにおいてはしっかり対応していくってそういう解釈をもっていてよろしいですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 おっしゃるとおりでございます。犯罪被害者等という条例上の方ではないかもしれませんが、市として当然市民の方に必要な支援はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉田委員長 犯罪被害者ではなくても、とにかく市としてはしっかりと心身的なそういうようなサポートをしていくよと。これにカウントされるかどうかはわからないと、こういうことですね。そこのところちょっと確認したいということなんです。

○長田危機管理課長 委員長おっしゃっていただいたとおり、市として十分な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○吉田委員長 いいですかね。大変休憩も取りなしてずっと熱心に議論をいただきありがとうございます。

ほかに質疑のある方。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 この条例を制定するにあたって私、勉強会のときでもちょっとお聞きしたんですけども、湖西市には災害見舞給付金でしたっけ、条例がありますよね。済みません、湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例と、また何て言うかもう一個、湖西市災害見舞金支給規定っていうのがありますけども、あくまでもそちら側の考え方っていうのは災害と犯罪、そこで線引きをして新たに条例をつくりたい、そういう解釈で。中身の、災害見舞弔慰金、亡くなった方には500万円とかね、もう一個規定のほうではなぜか死亡10万円とかってあたりするんですけども、あくまでも災害と犯罪、ここで線引きをしたっていう割り切って考えていきたい、そういうことでよろしいですか。

○吉田委員長 危機管理課長。

○長田危機管理課長 今回の条例につきましては、あくまでも犯罪被害者等ということでございますので、災害等で被害を会われた方につきましては、そこで区別をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○神谷委員 了解です。

○吉田委員長 ほかに質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより、議案第3号、湖西市犯罪被害者等支援条例制定についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉田委員長 ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分再開いたします、よろしく申し上げます。

午前11時35分 休憩

午前11時44分 再開

○吉田委員長 皆様方おそろいになりましたので、定刻より1分ほど早いですけれども会議を再開いたします。

続きまして、議案第23号、令和2年湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案書は53ページから56ページ、令和2年度各会計予算に関する説明書の中の国民健康保険事業特別会計予算を1つお願いいたします。また予算概要説明書は72ページから80ページを御覧いただきたいと思っております。

これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて歳入歳出に分けて行ってまいりたいと思っております。

まず最初に、歳入について質疑を行います。

質疑のある方、ございませんか。質疑のある方、挙手を申し上げます。

加藤委員。

○加藤委員 国民健康保険税が昨年よりも2,000万円程度減ってますけれども、その算出根拠をお願いします。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

令和元年度の課税額をもとに被保険者の減少や保険税軽減対象世帯などを見込み減額をしております。

以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 世帯とかそういうのは減っているっていうことですね、じゃあ。

○尾崎保険年金課長 そのとおりでございます。

○加藤委員 了解しました。

○吉田委員長 ほかにございませんか。歳入に関する質疑でございます。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 6款繰入金、2項基金繰入金ですけれども、基金を1億2,500万円繰り入れた後の基金残高。それから今後の見込みをお伺いいたします。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

県から示される国民健康保険事業費納付金は、ごめんなさい、失礼しました。

令和元年度末の基金残高は、約5億3,500万円と見込んでおりまして、令和2年度中に予算額の1億2,500万円を繰

り入れをした場合、基金残高は約4億1,019万円となります。決算余剰金であります繰越金の年度末の残高は、約3億5,200万円となる見込みでございまして減少傾向にあるため、今後はこれまでのように繰り入れました基金を年度末に全額繰り戻すことは今後難しいと捉えております。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員、いかがでしょうか。

○菅沼副委員長 そうしましたらこの繰り入れは令和3年度以降も続けていくと残高が減り続けるということになると思うんですけども、その辺どのようにお考えになっていますか。

○吉田委員長 課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

おっしゃるとおり、今後も1人当たりの保険給付費は自然増などを理由に増えていき、それに伴いまして1人当たりの国民健康保険事業費納付金も増額していくと見込まれます。現在の税率のままだと基金残高は減少していくこととなりますので今後は税率改正が必要と考えていますが、県下での税率の統一時期も現時点では明確になっておらず資産割の廃止に向けた取り組みも進めていく必要がありますことから、まずは資産割を廃止するための税率改正を進めなくてはということで、税率改正を進め、その後、数年先の財政状況を推移した上で不足する保険税額を増やすための税制改正を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 改正が必要ということでわかりました。

○吉田委員長 ほかに歳入に関して。

神谷委員。

○神谷委員 国民健康保険税において先ほど加藤委員も言いましたけども、1.8%の減額を見込んでいるということですけども、被保険者数はまず何人になったんでしょう、なる見込みなのでしょうか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

被保険者数につきましては、平成30年度末が1万2,407人に対し、令和元年度末いわゆる令和2年度当初を前年度比3.5%、430人減の約1万1,977人と見込んでおります。世帯数についても同様に減少するものと見込みました。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 四百何十人減の見込みですよということで今言いかかりましたけども、世帯数もどのような推移になっていますか。

○吉田委員長 世帯数のほうはすぐにわかりますか。

保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 済みません、お待たせしました。お答えします。

世帯数ですが、令和元年度は7,692世帯に対しまして、令和2年度の見込みは7,490世帯と見込んでおります。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 わかりました。先ほどの答弁にも絡むかもしれませんが、税率は変更していないというか、済みません、税率についてお願いします。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

税率は変更してございません。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 何%でしたかね。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

4方式になりますと所得割は基礎課税分が4.30%、資産割が22%で、均等割は2万6,600円、平等割は2万1,800円でございます。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 とりあえずわかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに歳入に関する質疑がありましたらお願いします。

よろしいですか。

神谷委員どうぞ。

○神谷委員 退職被保険者のところが予算計上されているんですけど、これ確か平成30年度ぐらいから何か廃止方向ということでしたけども、また今年度も予算計上されておりますので御説明をお願いします。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

過去に退職者医療制度の適応を受けた方が遡りて国保に加入する場合、令和元年度以前の65歳未満の期間については、退職者医療制度の適応を受けることになります。ですので、遡りは最大3年分の課税をするため、遡及分として退職者保険者分を予算計上してございます。退職者医療制度につきましては5年経過措置が終わってゼロということになります。遡及分として予算を計上をさせていただいています。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいでしょうか、どうぞ。

○神谷委員 これ人数っていうのは確か当初25人ぐらいだったのかちょっとその辺も御説明をお願いします。

○吉田委員長 保険年金課長どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

令和元年度ですね、31名でしたがこれで令和2年度の見込みはゼロ人になるということになります。

以上でございます。

○神谷委員 了解しました。

○吉田委員長 ほかに歳入に関しての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に歳出について質疑を行います。

歳出に関する質疑のある方はございませんか。

神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 一般管理費がマイナス1,068万3,000円となっております説明をお願いします。

○吉田委員長 一般管理費を減額っていうかその理由ですね。どうして減額になってますかっていうことで。

一般管理費が対前年費で1,000万円減額になっているんです。その減額になった理由は何ですか、ということの説明いただけますか。

保険年金課長お願いします。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

国民健康保険の電算システムの改修費用がなくなったためでございます。令和元年度はマイナンバーを活用したオンライン資格確認など制度改革に対応するためのシステム改修があったためでございます。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員、いかがでしょうか。

○神谷委員 ありがとうございます。オンラインを使って資格確認等を行って、今度は前年度なかった負担金っていうのが3万円ですけども増えているわけですがこれについて御説明をお願いします。

○吉田委員長 保険年金課長、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

令和3年3月から医療機関及び薬局において被保険者がマイナンバーカードまたは被保険者証を提出することにより、被保険者資格のありなしなどを確認できるようになります。そのため、資格情報を一元するために、健保組合、協会けんぽ、共済組合、国保組合、後期広域連合、市町国保の6制度で運用する中間サーバーにおける必要経費を毎年負担するものでございます。令和3年3月の1カ月分のみの予算計上をしてございます。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員どうぞ。

○神谷委員 そうしますと、もうそれ以降、令和3年3月よりの1カ月分の負担金が3万円ということは、それ以降についてはどうなるんですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

それ以降につきましては、マイナンバーカードの資格確認を行うようになりますので、12カ月分を毎年払うように今のところでは予定になっております。

以上でございます。

○神谷委員 了解しました。

○吉田委員長 ほかに質疑がある方ございませんか。

加藤委員。

○加藤委員 要はマイナンバーカードの保険証がかわりになるというようなことは周知、私なんかは知らなかったんですけど、どうやって周知されるんですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

マイナンバーカードが使用ができるのが令和3年3月からとなりますので、保険証として使うためにはマイナンバーカードを取得した後にパソコン、スマホでの専門サイトでマイナポータルというアプリで初回登録をする必要があります。ですので、このことも一緒に周知する必要があります。令和2年度から初回登録が可能となります。ですので、可能となり次第広報やウェブサイトでの周知を考えています。

また、保険証一斉更新時にリーフレットを同封したり、国保加入や高額療養費などの窓口申請の際にも周知をするようにできるだけ皆さんに周知できるように頑張っていきたいとそのように思っております。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員。

○加藤委員 はい、わかりました。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 関連しますと、そうしますと別に従来どおりって言ったら失礼です、済みません、マイナンバーカード

を持たない人への対応も従来どおり行われるって思っていていいですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

従来どおり対応します。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

○吉田委員長 ここでちょっと皆さんにお諮りいたします。

もう少し時間を延長してこの国保のあれをやるか、それとも一旦休憩して午後の再開にするか、皆さん方がいいかでしょうか。多少延長してでもこの国保の会計を審議をまとめてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、しばし延長しますのでよろしくをお願いします。

ほかに歳出に関する質疑のある方ございませんか。

神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 同じく説明書17ページの市税等コンビニエンスストアの収納代行、委託してますけども、これ前年よりも微増となっておりますが、もしお答えできなければいいですが、もしわかれば令和2年度はどのくらいの件数を予測してこの額を計上されたんでしょうか。

○吉田委員長 コンビニ収納に係るを、保険年金課長よろしいですか。保険年金課長お願いします。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

コンビニの納付の関係ですが、まずちょっと細かい数字が続きます現年分が6,654件ありまして、滞納繰越分が2,226件ございました。そうした中で現年分の金額が1億234万3,531円で、滞納繰越分が2,107万7,343円ございましたので、実績額をもとに計上させていただきました。

金額割合でいきますと現年分が10.94%、滞納繰越分が35.36%ということでコンビニのほうも納付というのも非常に、何て言うんですかね、口座振替や納付書の対応としては効果が出ておるといふふうに捉えております。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 手数料っていうのは1件お幾らでしたかね。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

1件55.5円でございます。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 ありがとうございます。なるだけ引き落としをしてもらおうほうが市税にとってはありがたいことだと思いますね。これだけ1件につき55.5円手数料っていうことですので、PRの仕方をまた御検討ください。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにございませんか。

二橋委員。

○二橋委員 6款の13節にあるこの委託料のレセプト2次点検ね、これって再請求して可能になるっていうのはどのぐらいのパーセントになる。パーセントというか、要するに可能なのは予定としてはどのぐらいを見越しているんですかね。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 レセプトなのですが、1次点検、2次点検がございまして、実績で1次点検が833枚ありまして、2次点検が785枚、計1,618枚のレセプトの点検によって判明したものがありまして、効果がどのぐらいかっていることだと思うんですが、レセプト資格の内容点検で過誤納の件数については先ほど言いました1,618件、金額として709万円がありますので709万円の効果が得ているという形になります。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 心配したのは、委託してもその効果が委託以下なら余り効果がないっていうかあれなんだけど、多少の効果はどのぐらいみていると。

○吉田委員長 保険年金課長、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

実質委託費とか差し引きますと大体249万8,000円が委託したことによってその効果があった、委託して差し引くと249万8,000円ということになります。

以上です。

○菅沼副委員長 二橋委員、よろしいですか。

○二橋委員 はい、わかりました。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 ちょっと前に戻るんですけども、3款の国民健康保険事業費納付金ですけど、前年度より減額になっている理由を教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

減額の理由ですが、これも被保険者数が減少していることに伴いまして、国民健康保険税の納付金が総額として減少しております。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 納付者が減ったっていうことですね。

わかりました、終わります。

○吉田委員長 ほかにどうでしょうか。

神谷委員。

○神谷委員 済みません、低所得者への軽減対策っていうのがちょっとどういう状況ですかね、令和2年度。

○吉田委員長 保険年金課長、お願いします。

○尾崎保険年金課長 済みません、お待たせしまして申しわけありません。お答えします。

令和2年度から2割、5割の軽減判定所得の拡大が予想されていますが、地方税法施行令の一部を改正の中に規定される改正政令の公布は、例年3月末であることから、それを受け3月末に条例の一部改正を専決処分する予定でございます。そのため、当初予算の算定においては軽減判定所得の拡大による軽減額は見込んでございません。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 低所得者の軽減分は当初にはなく補正で上がってくるっていうことで。補正でも上がってこないんですか。

○吉田委員長 保険年金課長、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

現時点では現予算では対応かと思いますが、経過を見た中で補正が必要になれば提示させていただいて議決をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 限度額は58万円のままでよかったですかね。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

令和2年度からですけど少しまた細かい説明します。医療費が61万円から63万円と、介護納付金が16万円から17万円の賦課限度額の拡大が予定されています。ですので、同じように3月末に一部改正の専決をし、増額を見込んでおります。逆に限度額のほうは61万円から医療費分が63万円に増額し、介護分が16万円から17万円の限度額が上がります。軽減分と増額分、2つセットと言いますか、専決処分をさせていただくという予定になっております。

○吉田委員長 はい、どうぞ。国保年金係長。

○仲本国保年金係長 済みません、補足説明させていただきます。

先ほど神谷委員が58万円ということでおっしゃられて今回課長が61万円というふうに言ったんですけども、その違いが、今までこの税法改正が3月末に行われていたんですけども、それを4月から適応をしないで1年後に適応していた時期があったんです。昨年から3月末の税法改正を4月1日から適応するっていうことになったものですから、去年の条例改正の段階では、58万円というのを上げさせていただいて、その後4月に専決をして5月の臨時議会ですかね、そのときに専決ということで58万円から61万円に上げさせていただいております。そのため、昨年度は54万円から58万円に上がって、さらに58万円から61万円に上がっております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 わかりました、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 これで歳出の質疑を終結します。

それでは次に歳入歳出全般を通して、また合わせて第2条の一時借入金、第3条の予算の流用も含めて質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方、ございませんか。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 済みません、説明書の1ページの諸収入、国庫支出金についてですけども、令和2年度はゼロになっているってことは、もう県のほうで広域としてやるっていうことになったのでゼロっていうそういう解釈をもってよろしいでしょうか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 そのとおりでございます。

○吉田委員長 ほかにございませんか。

神谷委員。

○神谷委員 済みません、引き続いて申しわけありませんけども、県支出金の中にも普通交付金がありますね、38億4,590万2,000円って数字があります。そして雑入の中にも普通交付金でこれ、両方とも減額になっているんですけど、済みません、ちょっとここが県支出金と雑入に分かれているってことをちょっと御説明願いますか。

○吉田委員長 何ページとか。

○神谷委員 これ概要説明書でいいと思うんです。73、74ページですかね。

73ページの4款県支出金のところに2項県補助金っていうのがありまして、その中の事業の概要の中に普通交付金っていうのが38億円っていう数字が記載されてます。そして74ページの雑入の中にも普通交付金っていうことでまた計上されていますので、そこをちょっと御説明願えますか。

○吉田委員長 県の補助金と雑入のところの普通交付金になるけど、その違いをそれぞれ説明してくださいということです。

保険年金課長、お願いします。

○尾崎保険年金課長 4款の普通交付金につきましては、高額療養費とかそういったものの交付金として県からいただくものでありまして、そして雑入のほうの普通交付金につきましては、これがちょっと御説明させていただきます。

国保が平成30年度に県単位化されたことに伴い、保険給付費は県支出金の普通交付金で全額賄われることになりました。令和元年度2月診療養分の保険給付費に係る交付金は、3月の時点では正確な金額がわからないため、県から収納事務の委託を受けている静岡県国民健康保険団体連合会、国保連合会に診療報酬の支払いが不足しないように超過交付されています。その超過の交付分は、令和2年度になってからの清算となるため、国保連合会がその超過分を市へ引き渡すものでございます。そして令和元年度は、過去の実績がなかったことから、毎月の保険給付費の支払いが約3億円のため、1割分の3,000万円を超過分として計上していましたが、令和2年度は令和元年度の実績をもとに計算したことで約1,488万円の減額となっております。同じように普通交付金と書いてありますが、内容については今の説明とさせていただきます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。そうしますと、この雑入のほうの普通交付金っていうのは令和3年度それ以降はなくなるって思ってよろしいですか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

毎年、実績に基づいてやはり超過分を予算計上させていただいて、そしてその分は最終的には全額県へ返還するという形になります。この場合、結構金額が多かったのは実績が県単位化に伴いましてわからなかったものですから、先ほど御説明させていただいたように月の支払いが3億円でしたので、当時1割分を3,000万円を予測して予算計上させていただきました。今回は実績が出ましたので、その予算を計上させていただくと。これは毎年出てくるという形になります。

以上でございます。

○吉田委員長 よろしいですか。

○神谷委員 わかりました、県へ移換してしまったので発生しているのかなという解釈をしたもんですから、そうではないということわかりました。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 そのとおりでございます。

○神谷委員 ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 これによって質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 討論を終結いたします。

これより、議案第23号、令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○吉田委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。

どうもありがとうございました。

午前12時20分 休憩

午前12時21分 再開

○吉田委員長 再開は午後1時にしますか、それとも時間を少し調整しましょうか。じゃあ午後1時15分に再開ということにいたしますのでよろしくをお願いします。

どうも当局の皆さん、御苦労さまでございました。

午前12時21分 休憩

午後1時15分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

続きまして、議案第25号、令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

議案書は60ページから62ページ、令和2年度各会計予算に関する説明書の中の後期高齢者医療事業特別会計予算、及び予算概要説明書92ページから94ページを御覧いただきたいと思います。

これより質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは最初に歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

神谷委員。

○神谷委員 歳入の関係の保険料ですけども、前年度よりも増えています、後期高齢の対象者が増えてきているっていうことだと思いますけどもまず被保険者数は何人になりますか、お聞きします。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

被保険者数ですが、対前年比で2.1%、169人増の8,117人を見込んでおります。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 保険料の率はどうでしょうか、お伺いします。

○吉田委員長 保険年金課長、どうぞ。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

保険料ですが、保険料につきましては改訂がございまして2月14日の静岡県後期高齢者医療広域連合議会で議決され、令和2年、3年度の保険料率につきましては所得割率は0.22ポイント増の8.07%。そして均等割額が1,700円増の4万2,100円となります。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 とりあえずわかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに、どなたかございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 湖西市の被保険者で自己負担3割、現役並み所得者はどのくらいいるのか教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

令和元年度の保険証更新時となりますが、3割負担の被保険者数は553人で全体の6.9%となります。平成30年度の同時期に比べて、0.5ポイントの51人の増となっております。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 ありがとうございます。わかりました。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいですか。

ほかにどなたかございませんか。

加藤委員。

○加藤委員 資料の4ページですけど、一般会計繰入金が前年度に比べて約800万円ほど増えていますけども、その要因を教えてください。

○吉田委員長 予算書の4ページですね。説明資料の。

保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お待たせしました。済みません、お答えします。

事務費繰入金は業務システムの更新改修費用や広域連合への事務費負担金の増額が主な理由でございます。

そして保険基盤安定繰入金がありますが、それは保険料の軽減負担分として広域連合へ納付する保険基盤安定負担金が増額となったためでございます。

以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 どういう理由で増額になったんですか。安定負担金とかいうのは。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

保険基盤安定繰入金は、例えば軽減者の対象分は県のほうでその分を見ていただきますので、その分が歳入として入ってきましてその分をまた県の広域連合へ納めるという形、トンネルのような形になりますが、軽減者の負担が入ってその分をまた広域連合に負担するというところでございます。

○加藤委員 了解しました。

○吉田委員長 ほかにどなたかございませんか。

神谷委員。

○神谷委員 同じところですけども、低所得者軽減負担分ということで、そちらのほうで570万円ぐらい増え、そして被扶養者の負担軽減分が、これがマイナスの28万5,000円ぐらいですかね、前年に比べてなっているんですけども、このことについて少し御説明願いますか。説明書の5ページのところです。

○吉田委員長 2節のほうですよ。

○神谷委員 そうです。

○吉田委員長 2節の保険基盤安定繰入金の増減の内容についてということで。よろしいですか。

じゃあ、保険年金課長お願いします。

○尾崎保険年金課長 すみません、お待たせしてすみません。

低所得者軽減負担分の増の原因は均等割2割、5割軽減判定所得の拡充により、対象者の人数と金額が増えたものでございます。そして、被扶養者軽減負担分につきましては、広域連合からの試算によって示された金額で減額にな

ったものでございます。

以上でございます。

済みません、被扶養者が最終的には減りましたので最終的に減という形になります。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 済みません。低所得者軽減負担分のほうですけども、これっておおむね何人ぐらいの方が該当されているか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

令和2年度の予測では4,583名の各軽減者の人数となっております。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに歳入に関して質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、歳出について質疑をお受けいたします。

歳出全般について質疑のある方、ございませんか。

○吉田委員長 加藤委員。

○加藤委員 資料の8ページの1款1項1目の一般管理費ですけど、237万6,000円増えてますけどその要因を教えてください。

○吉田委員長 課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

約238万円の増額の理由ですが、業務システム更新に伴う委託料と借上料の増、及び督促状のOCR化に伴うシステム改修委託料の増が主な理由でございます。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員。

○加藤委員 今言われたのはこの節のほうでね、どれに対応するのかよくわからないんですけど。

○吉田委員長 節のほうでどこのところと、どこのところっていうことが大体説明できますか。いいですか。

じゃあ保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 13の委託料の05電算の項目になります。

○加藤委員 これがシステム更新ということですか。

○尾崎保険年金課長 そのとおりでございます。

○吉田委員長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょう。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 同じところの徴収費の増額の理由を教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

徴収費が増加した理由でございますが、督促状のOCR化に伴う帳票台紙の印刷代の増が主な理由でございます。

以上です。

○菅沼副委員長 わかりました。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょう。

神谷委員。

○神谷委員 済みません。説明書の10、11ページのところです。広域連合納付金の関係ですけども、これ3,834万6,000円ぐらいですかね、増えていますけどもこれは要するにもう人数が増えたってということなのか、それ以外についてもし御説明があればお願いしたいと思います。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

広域連合納付金が増加しました理由の1つは、今おっしゃられたように被保険者の増加、及び保険料率の改正による保険料収入が増えたためとなります。そして2つ目としましては、やはり保険基盤安定負担金が先ほど540万円増となったことにより、合わせて3,835万円が増加となっております。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにございますか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 湖西市の1人当たりの医療費の金額と、それから金額が静岡県内ではどのくらいの位置にいるのか教えてください。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成30年度になりますけど、1人当たりの医療費は80万5,789円、県内の順位は35市町中で17番目、低い方から17番目と、低い方であるということになります。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 これ低い方が優秀だということですよ。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 何とか医療費は低い方で今のところは推移しています。

以上でございます。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょう。

加藤委員。

○加藤委員 今の質問で、高い低いっていうのも80万5,000円っていうのがありましたけど、ちなみに一番高いところとか一番低いところはどのぐらいの金額なのか、わかりましたら教えてください。わからなければいいです。

○吉田委員長 じゃあ保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 済みません。県内平均は81万2,077円で、ちょっと一番高いところと低いところはちょっと現在資料として持ち合わせてません。

○吉田委員長 加藤委員。

○加藤委員 了解しました。

○吉田委員長 いいですか。

参考に後ほどわかればね、こんな具合ですよっていうことで委員会のほうに情報提供していただければ一番高いところは幾ら幾らで、低いところはここで、湖西市は低い方から17番目だということを理解するのにね、お願いしま

す。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

神谷委員。

○神谷委員 高齢化がどんどん進んでいく中で、この後期高齢者医療ってどのような見通しをもっていらっしゃるのか、どのような対応を考えていらっしゃいますか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

市といたしましては、安定的な事業継続のために、まず収納率の維持向上に努め、健康診査の受診促進による生活習慣病の予防や早期発見、重症化の予防、またジェネリック医薬品の利用促進などによって上昇する医療費を抑制していくことが何よりも重要であると考えております。国では急速な高齢化と長寿命化を見据えた高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する健康保険法等の改正法が成立いたしまして、令和2年4月1日から施行されることとなっております。今後は、より一層横の連携による保健事業が重視されてくると思われまますので、市役所でも部を越えての情報共有と保健師、管理栄養士などの役割を考えた効果的な健康づくり、予防事業の推進に向けた協議・調整を図ってまいりたいとそうように考えております。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員、いかがでしょうか。

○神谷委員 そういった中で、令和2年度特にこの湖西市として何か推進していこうと決めているような事業がありますか。

○吉田委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

組織改編もありまして、そういった中で健康事業、特におぼとの健康福祉部のほうで、そういった一番今後重要な部門となります。そうした中で、保健事業と健康事業、連携会議を毎月持つようにしまして、そういった情報共有、何が効果的なのかいろいろそういったのも先ほど言いましたように横のものをやっています。そうした中で、一番最初の健診です、後期高齢者の健診、これを今までは、ばらばらにがん保険とか高齢者の健診とかそういうのは、ばらばらに通知をさせていただいたんですけど、今度4月から本当に早く、なかなか種類が多くて該当者によるっていうのが少しハードルが高いんですが、これに来年度は一緒に協力して1つの封筒で送るように、これをまず連携会議等の中で来年は実施していくということで、遅いと言われると、一番ね、済みません送るのが一番いいもんですから、それをとにかく来年はやって受診率を相乗効果で上げていきたいと。そうした中で、まずそのデータも今後は使って介護予防の実施とかそういったものに使う中でのデータ収集ということも可能になってきましたので、まずは受診率向上ということで頑張っていきたいと。

以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより、議案第25号、令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。
本案を、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉田委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきますので、御了承をお願いいたします。

以上で、総務経済委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

〔午後1時37分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 吉田 建二